

様式第2号（第8条関係）

意見等に対する実施機関の考え方

1 対象事案名 第5次行橋市総合計画後期基本計画（案）

2 意見等募集期間 平成28年10月17日～11月4日

3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
<p>総合計画は、地方自治体の“最上位計画”で、その構成は、基本構想（10年）→「基本計画（前期5年・後期5年）」→実施計画（3年）となっているが、管理サイクルのP・D・C・Aをどの様に回しているのかを懸念する。今般の「後期基本計画」立案に際してのC(確認)の評価が見えない。つまり、戦略施策3項目ごとに総合評価を行い、重点未達事項についての要因分析から次期計画への反映をしていく。今般、それらのプロセスがさっぱり分からない。また、別次元として基本構想時からの社会情勢変化による「後期基本計画」の追加・変更事項も見えない。それらのことを今般の「後期基本計画」の前面に、列記すべきである。それによって、行政活動成果及び、行政官能力の向上に繋がってくるので、非常に重要なことである。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>管理サイクルの重要な“C（確認）・A</p>	<p>平成24年度からスタートしました第5次行橋市総合計画につきましては、PDCAのマネジメントサイクルによる取組みの改善を行っています。毎年度、年度当初に基本計画で掲げている37の施策ごとに前年度の取組みに対する実績及び今後の方針を記載した「施策評価シート」を作成しています。このシートを基に、外部有識者で組織されます「行橋市総合計画審議会」によるヒアリングで指摘を行っていただき、その指摘を受けた上で、再度施策に対する取組方針の見直しを行うことで次年度での取組みの改善を図っています。なお、各施策の「施策評価シート」につきましては、毎年度、市のホームページで公開しています。また、後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画期間全般の取組内容とその達成度について、37の施策ごとに点検・評価を行うことで、残された課題を抽出し、今後5年間の計画に反映させています。この点検・評価の結果につきましても、ホームページで公表する予定と</p>

<p>(処置)”の作業内容が見えないことである。P（計画）・D（実施）→P・D→・・・の繰り返しは、行政活動成果及び、行政官能力が成長しない。PDCA サイクルを回してこそ、スパイラルアップしてこそ行政活動成果及び、行政官能力が向上していくのである。</p>	<p>しています。</p> <p>また、5年間での社会情勢変化における主要施策の追加・変更につきましても適宜行っています。一例を挙げますと、立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりの推進、全国的にも問題になっている空き家対策について並びに次世代を担う子どもたちの教育の充実を図るための教育ICT環境の整備です。</p>
<p>平成27年度から「総合戦略（地方創生）」の5か年計画がスタートした。その計画と今般の後期基本計画の整合性が分からないし、「総合戦略」が1年経過したにも拘わらず、その評価も分からない。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>上記意見と同じ。</p>	<p>総合計画は行橋市の市政全般の将来像を定めたマスタープランとしての位置付けとなります。一方で、総合戦略は人口問題を主眼に取りまとめた計画です。</p> <p>市が行う政策について、これからは人口増加或いは少しでも人口の減少幅を小さくするための取組みが非常に重要となってきます。そのための施策については、総合戦略に取りまとめているところです。しかしながら、市が行う業務の中には、人口問題に直接関わりがなくとも実施する必要がある内容のものもあります。そのような事業も含めて、市政全般の今後の取組方針を示すためにも総合計画後期基本計画の策定を進めているところです。もちろん、人口問題に関わる施策については、総合戦略との整合性を図っています。</p> <p>また、「行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、総合計画と同様に、PDCAのマネジメントサイクルに</p>

	<p>よる取組みの改善を行っています。こちらにつきましても、「効果・検証シート」を作成し、外部有識者で組織されます「行橋市まち・ひと・しごと創生有識者会議」によるヒアリングで指摘を行っていただき、その指摘を受けた上で、次年度での取組みの改善を図っています。なお、効果・検証シートにつきましては、市のホームページで公開しています。</p>
<p>福岡県の政策かもしれませんが、きちんと線引きを行って、税金が多く投入される地域には、都市計画税を徴収し、市街化調整区域に該当して、税金が投入されない地域に住む人は固定資産税を下げるべき。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>P2に「緩やかな線引きともいえる居住誘導区域の設定を行う」とあるが、これでは、誘導区域に住む人は都市計画税を支払うことなく住環境の整備に税金が投入されて、該当しない区域の人は相対的に高い固定資産税を支払ったにもかかわらず、税金が投入されないのは不公平極まりない。生活インフラといわれる水道も下水道も何もない地域に住む人は、市民税と固定資産税を徴収されるだけ。農地もあり、誘導地域以外に住む人はどんな生活環境に住んでも市として考慮不</p>	<p>本市においては、市街化区域・市街化調整区域の区分を定めていませんし、全域を都市計画区域として定めていることから、都市計画税を徴収していません。固定資産税については定率課税となっていますが、資産の評価額に応じて税額が決定することから、市街化が進んでいる地域ほど税額が高くなっています。</p>

<p>要ということなのか？</p>	
<p>居住誘導区域外に住む地域が荒れても、市が除草等の口を出しても、市民は、それを果たす義務もなければ責任もないと明示すべき。</p> <p>(意見等の理由)</p> <p>居住誘導区域外は、上記の通り生活インフラが不十分な地域であり、かつ、税金も投入しない地域なので、新規に住む人は基本的にいない。(ここが市の望む居住の在り方だと理解。)限界集落となっている地域で、年寄りばかりのところ、道はおろか私有地の除草等もままならない。(この点は、コンパクトシティの問題として既に言われていること)このような状況下で、市から何を言われても対応する義務は市民にはないため、きちんと明示すべき。法律、条令の観点から、市民が従うべき義務とはなっていないので、何を言われても無視ですが。</p>	<p>本市においては、居住誘導区域内外を問わず、「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、生活環境の保全を図っていくこととしています。</p> <p>また、立地適正化計画は、今後人口減少・少子高齢化を迎えていく中で、持続可能な都市を目指していくために土地利用を誘導するものであり、居住誘導区域内外の居住環境を短期的に改変し、半強制的に居住者や住宅を移転させようというのではなく、時間をかけて区域内へ緩やかに居住を誘導していくものです。居住誘導区域外においても、生活や地域活動が維持できるよう、取組みを検討していくものであり、居住誘導区域外には全く税金を投入しないようにしたり、その地域を切り捨てていったりするというものではございません。</p>

パブリックコメントに記載した意見を最終案に反映させる期間と市民の意見に耳を傾けるべき。

(意見等の理由)

P5 に市民の役割として、「行政運営に関心を持ちます」とあるが、市が市民の意見を聞く気が全くない(パブリックコメントの締め切りから正式版までの期間が短すぎる。期間が短くても素晴らしい意見を反映させた最終案になっているのであれば文句はないが、期間がない上に反映させていないのでは、聞く気がないとしか思えない)。意見を言う場がパブリックコメントしかないので、記載しているが、市民をバカにしている。私たち納税者は、税金を納めるだけの奴隷ではない！さらに、パブリックコメントの回答をする場合は、理由部分も掲載すべき。どのような理由で意見を出しているかが分からなければ、無謀な要求をしているとしか思われない。

パブリックコメントでいただきました皆様からの意見は、貴重なご意見として期間を設けて最終案に反映するように努めています。今回につきましても、ご意見をいただきました後、関係各課で一つ一つの意見について協議を行い、その後、総合計画審議会(外部組織)や策定委員会(内部組織)に協議結果を報告し、意見をいただいています。最終的には、市の幹部職員で構成する庁議に諮り、検討・決定という手続きを経ていきます。しかしながら、ご意見の内容によっては、協議の結果、最終案に反映しないものもございます。なお、その場合については、「実施機関の考え方」にて、理由を記載させていただいています。

<p>空き家対策は、誘導地域にある住宅だけが対象になると思う（コンパクトシティの考えに基づけば、正しい政策となるのでしょう）が、それであれば、誘導地域外での空き家については、解体費用を助成する等して空き家を減らす必要があると思う。ただし、宅地の固定資産税 1/6 は継続しなければ、また、固定資産税だけ取られて、リターンがない状態となる。</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>負の資産をもっている市民も考慮した政策が必要。捨てられた地域に対して高い税金を納めている以上、何かしらの優遇策があるべき。</p>	<p>現在、本市では空き家対策として適正管理に関する条例の制定及び危険老朽家屋の解体に関する補助金制度の創設を検討しています。条例及び補助金創設では、ご指摘のような誘導地域内外の設定をすることなく、市全体の課題として空き家対策に臨むこととしています。</p> <p>今後は、後期基本計画の主要施策に明記しているとおりの、保安上危険となる特定空き家等の調査・認定を行い、所有者に適切な管理を促進していきます。</p>
<p>誘導地域外の場所については、「良好な景観形成は求めない」と記載すべき</p> <p>（意見等の理由）</p> <p>年寄しかいない、新規住民を住まわせる気のない限界集落に良好な景観形成をできる人はいない</p>	<p>本市においては、居住誘導区域内外を問わず、「行橋市景観形成基本計画」に基づき、良好な景観形成を推進していくこととしています。</p>
<p>圃場整備されていない限界集落地では、“耕作放棄地”が発生するのはやむを得ないとあきらめて、地域の中で耕作する地域、放棄する地域を分けて、点在する耕作放棄地をなくす。</p> <p>（意見等の理由）</p>	<p>本市の農業政策については、原則として、「農業振興地域」に定められた地域内において、農業振興施策を推進しています。この「農業振興地域」は、「農振農用地」と「農振白地」に区分されています。まず、農業を積極的に行う農振農用地にお</p>

<p>稲つくりをしている隣の田が耕作放棄地の場合、草刈り等々で耕作者に負担がますので、耕作放棄地をまとめることで、放棄した場所のあぜ道の草刈りが不要となり、生産性向上の一助となると思う。</p>	<p>いては、圃場整備済地域、今後整備が計画されている地域を含め、農地の大規模化や集約化の推進や地域の共同による維持・保全活動に対する支援を行うことにより、耕作放棄地の発生の防止や解消に努めなければなりませんので、地域の営農組織や大規模農家等と連携し、随時、対策を行なっているところです。また、農振農用地以外の農振白地については、農地法上の農地として活用及び草刈り等を含め適正な維持管理がなされていないければ、指導等を行っています。</p>
---	--

お問合せ先

総務部 総合政策課 企画係

0930-25-1111（内線 1422）